

福島復興再生特別措置法（抜粋）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

(重点推進計画の認定)

第八十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。以下同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点推進計画の区域
- 二 重点推進計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

四 第一号の区域内において、原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の第二号の目標を達成するために必要な取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下この号及び第八十八条において「福島国際研究産業都市区域」という。）を定める場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 福島国際研究産業都市区域の区域
- ロ 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容

五 計画期間

- 3 前項第四号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 二 廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するもの（中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八十四条において同じ。）が行うものに限る。）に関する次に掲げる事項
 - イ 当該事業の内容及び実施主体
 - ロ 当該事業の実施期間
 - ハ その他当該事業の実施に関し必要な事項
 - 三 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項
 - イ 当該事業の内容及び実施主体

口 その他当該事業の実施に関し必要な事項

- 4 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（重点推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする場合にあっては、関係市町村長及び同項第一号イ又は第二号イの実施主体。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による申請には、前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があった重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該重点推進計画の実施が新たな産業の創出等に寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。
- 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第八十三条に規定する事業、第八十四条若しくは第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第七項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「、認定を受けた」とあるのは「、福島復興再生特別措置法第八十一条第六項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第四項から第八項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第七項に規定する重点推進事項(以下「重点推進事項」という。)」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第八項」と読み替えるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第八十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第八十一条第六項の認定(前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けた重点推進計画(以下「認定重点推進計画」という。)に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

(特許料等の特例)

第八十四条 特許庁長官は、認定重点推進計画(第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。)に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明(当該認定重点推進計画に定められた同号の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年法律第百二十号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明(当該認定重点推進計画に定められた同号の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(国有施設の使用の特例)

第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画(第八十一条第三項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るために必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(研究開発の推進等のための施策)

第八十六条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施設を講ずるものとする。

(企業の立地の促進等のための施策)

第八十七条 国は、認定重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保するため、福島県が行う新たな産業の創出等に必要となる企業の立地の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(福島国際研究産業都市区域における取組の促進に係る連携の強化のための施策)

第八十八条 国は、福島国際研究産業都市区域における第八十一条第二項第四号ロに規定する取組を促進するため、福島の地方公共団体相互間の広域的な連携の確保その他の国、地方公共団体、研究機関、事業者その他の関係者相互間の連携を強化するために必要な施策を講ずるものとする。

(その他の新たな産業の創出等のための措置)

第八十九条 国は、第八十三条から前条までに定めるもののほか、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（注）下線部は第193回（常会）【平成29年】における改正部分。